

教職に就く予定の方への注意点（教員免許の確認）

平成 21 年 4 月 1 日より教員免許更新制がはじまり、免許状に有効期間が定められました。教職に就くには有効な免許状が必要ですので、今後、教職に就く予定のある方は、ご自分の免許状の有効期間を確認し、期間が過ぎている方、期間が間近の方は、大学等で免許状の更新講習を受講し、沖縄県教育委員会へ更新の申請を行って下さい。

*教員免許状を更新しないと教職に就くことはできません（臨時、非常勤、再雇用も含む）

有効期間の確認方法

- ①新免許状所持者の方：平成 21 年 4 月 1 日以降に初めて免許状を授与された方
- ・免許状に有効期間が明記されています。免許状取得の所要資格を得てから 10 年が有効期間となります。
 - ・免許状を複数所持し、有効期間が異なる場合は、最も遅く満了する期間がすべての免許状の有効期間となる。

- ②旧免許状所持者の方：平成 21 年 3 月 31 日以前に免許状を授与された方

- ・生年月日で更新講習終了確認期限が設定されており、期限が過ぎていないかの確認を行う。＊詳しくは文部科学省ホームページの「修了確認期限のチェック」を参照
- ・期限が過ぎている方は、大学等で更新講習を受講し、教育委員会へ更新の申請を行うことで免許状を更新することができます。